

京都大学	博士（文学）	氏名	青木眞澄
論文題目	ヒュームの反省的因果推論		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>18世紀スコットランドの哲学者ディヴィッド・ヒュームが著した『人間本性論』は、近現代哲学に多大な影響を与える一方、その基本的な立ち位置を巡り未だに解釈上の論争が絶えない「問題の書」でもある。</p> <p>例えば、それは人間本性についての「学」を経験的実証によって基礎付け的に正当化することを目指した末に、それに壮大に失敗することによってないしは壮大な失敗を演じて見せることの結果として、例えば因果推論の妥当性についての懐疑論的な結論を導くものだとする解釈も従来は有力であった。一方『人間本性論』は、そもそも例えば因果推論の正当化という規範的問題には取り組んでおらず、われわれ人間が、その自然本性に従って、いかにして因果推論を行い、因果関係についての信念を抱くに至っているのかという心理学的事実を明らかにすることのみを目指していたという自然主義解釈も提出されてきた。</p> <p>このような中で、20世紀初頭のケンプ・スミスによるヒューム研究以来、欧米では自然主義的解釈が有力となっており、国内でも20世紀の第四四半世紀以降、自然主義の立場に立ったヒューム研究が相次いで公刊されてきた。このように、従来の『人間本性論』解釈を巡っては、「規範を問う実証主義か、事実を明らかにする自然主義か」という二者択一的な議論構造が長らく支配的だったのである。</p> <p>それに対して本論文は、上記のような論争状況を踏まえた上で「実証主義か自然主義か」という二者択一に回収されない独自の解釈を打ち立てようとする。具体的には『人間本性論』第一巻の因果推理を論ずる箇所、ヒュームは、最初は実証主義の立場に本気でコミットして論を進めつつも、その企てが失敗に終わったことを自覚した上で、その後、改めて自然主義の立場に転じたとされる。つまり本論文は、『人間本性論』を実証主義か自然主義かのいずれかの立場の立った書物としてではなく、前者の立場から後者の立場へのドラマチックな転換のドキュメントとして読解しようとするのである。</p> <p>一方で本論文は、このような実証主義から自然主義への劇的な転換を遂げる中であっても、ヒュームの問題意識そのものは、ある意味で一貫していたとも論ずる。即ち因果推論の妥当性を問い、その正当化を目指す実証主義の規範的な問題意識は、戦線を縮小しつつも自然主義的アプローチに引き継がれたと主張されるのである。結果として、ヒュームが最終的に採用した自然主義とは、単に人間が因果関係についての信念を獲得するメカニズムの解明に終始する「記述的自然主義」ではなく、その信念形成のメカニズムという「事実」を個々の因果推理の「根拠」と見なし、その「事実」</p>			

の確認が、そのまま個々の因果推理の正当化に直結すると見なす「規範的自然主義」に他ならないとされるのである。

その上で本論文は、我々が無意識的についつい行ってしまう「反射的推論」と、セルフモニタリングによって推論のあり方自体を意識しつつ遂行される「反省的推論」の区別を持ち出し、後者こそが信念形成のメカニズムという「事実」を意識化し根拠化したヒューム的な意味での「正当な推論」に他ならないと主張するのである。

本論文はまた「人間の認識の枠組み」という概念に訴え、「因果関係一般」という概念をそのような枠組みの一つと見なした上で、（20世紀の哲学者カルナップの用語を援用しつつ）その枠組み自体の妥当性を問う立場を「外的主義」、枠組み自体の妥当性は不問に付した上で、その枠組みの中で展開される個々の認識の当否のみを問題とする立場を「内的主義」と呼ぶ。その上で本論文は、ヒュームは「人間の認識の枠組み」とは人間の自然本性に他ならないとする立場は首尾一貫して堅持していたと見なし、上記の実証主義的立場を、その人間本性としての認識の枠組み自体の妥当性を問う「人間本性外的主義」と名づけ、自然主義的立場を、人間本性的枠組みとしての「因果関係一般」を前提視した上で、その枠組みに従って実行される「個別的な因果推論」の妥当性のみを問題視する「人間本性内的主義」と呼ぶ。

このような観点からは、上記の、実証主義から自然主義への「転換」は、「人間本性外的主義」から「人間本性内的主義」への移行と見なされることになる。つまり本論文の言う「規範的自然主義」とは、「因果関係一般」の妥当性を問うのではなく、そのような枠組みの下で実行される「個々の因果推論」、「個別的な因果信念」の妥当性のみを問う立場として定式化されるのである。

以上のような解釈を打ち立てるため、まず本論文第一章では、ヒューム因果論に対するケンプ・スミス以降の諸解釈が概観される。本章では、上記の実証主義的解釈から自然主義的解釈へのシフトが確認されるとともに、自然主義的解釈の中でも、一つの大きな潮流の変化が見出されることが報告される。即ち、初期の自然主義解釈では因果性概念から因果力やその力の発揮者（エージェント）というアリストテレス流の形而上学的装置を徹底的に排し、それを（ヒュームの言う）「印象」の隣接、継起、恒常的随伴という現象間の規則性に還元、回収する点にヒュームの主張の眼目を見る考えが主流であった。それに対し、近年の自然主義的解釈は、むしろ、我々が推論を行う際に、「被決定性」という「感じ」ないし「情念」を強く持つというヒュームの記述に焦点を当て、ヒュームによる因果推論、ひいては人間本性の情念的側面の「発見」を重視する傾向があるとされる。本論文は、このような自然主義的解釈における近年の動向に賛同しつつ、推論を反射推論と反省的推論に分けた上で、前者において「被決定性」の情念が欠けているのに対し、後者はそれを伴っている点に着目する。

続く第二章では、反射的推論と反省的推論という区別を踏まえたヒューム解釈を行った先行研究として、ビービとマウンスの解釈が取り上げられる。ビービは、ヒュー

ムが観念の間の二種類の異なる関係として設定した「哲学的関係」と「自然的関係」に着目し、前者が反省的推論、後者が反射的推論へと繋がっていくと論じた。一方マウンスは、ヒュームの議論は反省的推論ではなく専ら反射的推論のみを対象とするものだ論じた。これらの先行研究の検討を通じて、本章は、ヒュームは反射的推論と反省的推論の両者を視野に入れた上で、その考察の焦点を（マウンスの見立てとは逆に）反省的推論とその妥当性に置いていたと結論づける。

最後に第三章では、『人間本性論』の因果論において、上記のような、実証主義（人間本性外的主義）的な立場から、自然主義（人間本性内的主義）的な立場への転換が生じている一方、実証主義における推論（信念）の妥当性・正当性を論じる規範的な問題意識が（枠組みの妥当性・正当性を不問に付しつつ）個々の推論（信念）にターゲットを局所化させた上で継承されていると論じられる。この個々の推論（信念）の妥当性・正当性の鍵となるのが、第一章で論じられた「被決定性」の「情念」である。そして、そのような情念を伴う反省的推論、そしてそのような推論のみを「妥当」と見なすという規範的自然主義こそが、ヒューム『人間本性論』の最終着地点であったと論決されるのである。

(論文審査の結果の要旨)

18世紀スコットランドの哲学者ディヴィッド・ヒュームが著した『人間本性論』は、近現代哲学に多大な影響を与える一方、その基本的な立ち位置を巡り未だに解釈上の論争が絶えない「問題の書」でもある。

例えば、それは人間本性についての「学」を経験的実証によって基礎付的に正当化することを目指した末に、それに壮大に失敗することによって一ないしは壮大な失敗を演じて見せることで一結果として、例えば因果推論の妥当性についての懐疑論的な結論を導くものだとする解釈も従来は有力であった。一方『人間本性論』は、そもそも例えば因果推論の正当化という規範的問題には取り組んでおらず、われわれ人間が、その自然本性に従って、いかにして因果推論を行い、因果関係についての信念を抱くに至っているのかという心理学的事実を明らかにすることのみを目指していたという自然主義解釈も提出されてきた。

このような中で、20世紀初頭のケンプ・スミスによるヒューム研究以来、欧米では自然主義的解釈が有力となっており、国内でも20世紀の第四四半世紀以降、自然主義の立場に立ったヒューム研究が相次いで公刊されてきた。このように、従来の『人間本性論』解釈を巡っては、「規範を問う実証主義か、事実を明らかにする自然主義か」という二者択一的な議論構造が長らく支配的だったのである。

それに対して本論文は、上記のような論争状況を踏まえた上で「実証主義か自然主義か」という二者択一に回収されない独自の解釈を打ち立てようとする。具体的には『人間本性論』第一巻の因果推理を論ずる箇所、ヒュームは、最初は実証主義の立場に本気でコミットして論を進めつつも、その企てが失敗に終わったことを自覚した上で、その後、改めて自然主義の立場に転じたとされる。つまり本論文は、『人間本性論』を実証主義か自然主義かのいずれかの立場に立った書物としてではなく、前者の立場から後者の立場へのドラマチックな転換のドキュメントとして読解しようとするのである。一方で本論文は、このような実証主義から自然主義への劇的な転換を遂げる中であっても、ヒュームの問題意識そのものは、ある意味で一貫していたとも論ずる。即ち因果推論の妥当性を問い、その正当化を目指す実証主義の規範的な問題意識は、戦線を縮小しつつも自然主義的アプローチに引き継がれたと主張されるのである。

結果として、ヒュームが最終的に採用した自然主義とは、単に人間が因果関係についての信念を獲得するメカニズムの解明に終始する「記述的自然主義」ではなく、その信念形成のメカニズムという「事実」を個々の因果推理の「根拠」と見なし、その「事実」の確認が、そのまま個々の因果推理の正当化に直結すると見なす「規範的自然主義」に他ならないとされるのである。

ただし、ここで重要なのは、「因果関係一般」という認識の枠組みと、それを前提としてなされる「個々の信念形成」「個々の因果推理」という区別である。本論文は、実証主義の「規範的な問題意識」の「継承」に当たって、ヒュームは「因果関係一

般」の正当化は断念し、「個々の因果推論・信念」の当否のみを問う立場へと転じた
と見なす。

つまり本論文がヒュームに帰す「規範的自然主義」とは、「因果関係一般」という枠
組み自体の当否ではなく、その下で実行される個々の信念形成、個々の因果推論の妥
当性、規範適合性のみを問う立場だとされるのである。

その上で本論文は、我々が無意識的についつい行ってしまう「反射的推論」と、セル
フモニタリングによって推論のあり方自体を意識しつつ遂行される「反省的推論」の
区別を持ち出し、後者こそが信念形成のメカニズムという「事実」を意識化し根拠化
したヒューム的な意味での「正当な推論」に他ならないと主張するのである。

このような本論文の解釈は、先行研究が汗牛充棟ただならぬ中で、それらとの異同
を周到に見極めた上で提出された新説である。また本論文は『人間本性論』における
ヒュームの最終的な立場を規範的自然主義として描くことで、ヒューム哲学と現代の
自然主義的認識論との接続可能性をより可視化しようとする野心的な試みでもある。
このような野心的な新説を明確に提示している点で、本論文は高く評価されて然るべ
き労作であると言いうる。

とはいえ、本論文にも瑕疵がないわけではない。例えば、本論が提示した「規範的
自然主義」という立場をヒューム自身が明示的かつ端的に示しているテキストの箇所
が示されていないという点が、本論文が抱える一つの問題点である。もちろん『人間
本性論』の様々な箇所に関する解釈を組み合わせることで、「規範的自然主義」をヒ
ュームの「書かれざる暗黙の含意」として間接的に炙り出すという作業も試みられて
然るべきであっただろう。しかし本論文において、そのような作業が十分になされて
いるとは言い難いのである。

また上記のように、本論文がヒュームに帰せしめている「因果推論が形成されるプ
ロセスを反省的にセルフモニターすることで、その因果推論が正当化される」という
主張に対して、なぜ推論に対するそのような「反省的な自己モニタリング」が当該推
論の「正当化」に繋がるのかについての批判的な検討も十分になされているとは言え
ない。本論が公表に加えて、さらに出版刊行される際には、これらの問題点を解消し
ておくことが必要となるであろう。とはいえ、これらの問題点の改善や解消は、将来
的に可能でありまた期待もできると思われる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるも
のと認められる。2023年10月12日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄につ
いて口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表
に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすること
を認める。